

第2次長野県消費生活基本計画・消費者教育推進計画（案）に対するご意見と県の考え方

県民文化部くらし安全・消費生活課

- 1 募集期間 平成30年1月23日(火)から2月21日(水)まで
- 2 件数 8件
- 3 お寄せいただいたご意見と県の考え方

	お寄せいただいたご意見等の概要	県の考え方(対応等)
1	<p>(1) P29 消費者教育の拠点整備 消費者教育を生涯学習の一環として推進する取り組み、重複などを防ぐことができ効率化も図れるためとても良いと考えます。 「拠点整備」の欄にありますが、公民館も消費者教育の拠点として整備するということでしょうか。</p> <p>(2) P30 多重債務者対策の推進 ギャンブル依存症対策について記載がありません。実施の予定はありますか。ギャンブル依存症対策に取り組む際は、相談員に向けたギャンブル依存症勉強会などの実施を希望します。</p>	<p>(1) 地域の身近な学びの場としての公民館で消費者教育に取り組むという機会提供の観点から記載しています。</p> <p>(2) 多重債務に陥るきっかけとなる要因は、ギャンブル依存症の他にも様々なものが考えられます。ご意見を踏まえ、相談員に向けた幅広い勉強会の開催を検討します。</p>
2	<p>SDGs という記述がありますが、「目標 12 持続可能な消費と生産のパターンを確保する」の中のどのターゲットを対象としているのでしょうか。各ターゲットと計画案の個所の対照を示す資料はありますか。 また、他の目標に関するものがあれば同様な個所を示してください。</p>	<p>目標 12 の中のターゲット 8「2030年までに、人々があらゆる場所において、持続可能な開発及び自然と調和したライフスタイルに関する情報と意識を持つようにする」に関連する計画と考えています。 他の目標に関する箇所は関係部局の関連施策ごとにあります。本計画では示しておりませんので、「しあわせ信州創造プラン 2.0」を参照いただきたいと思います。</p>
3	<p>70 歳以上の一人暮らし老人に対しては、出て来いと言っても来ない。民生委員と一緒に自宅訪問で注意喚起をする必要がある。 メディア(ラジオ・テレビ)で「地震速報」のような注意喚起も考えてほしい。</p>	<p>ご指摘のように市町村福祉行政担当部局と連携し、高齢者等の見守りネットワークを構築することが重要と考えます。 「地震速報」と同様の注意喚起の実施は困難ですが、メディアを活用した注意喚起に引き続き取り組みます。</p>

	お寄せいただいたご意見等の概要	県の考え方(対応等)
4	<p>(1) P27 消費者大学事業の実施【3-1-8】、P29 地域・職場における人材育成【3-2-3】</p> <p>①この事業に賛同する。修了者には受講終了証等を交付し、名簿を整備願いたい。</p> <p>②当該事業は「2 消費者教育・啓発に係る体制・人材養成」に整理されるのがよい。</p> <p>③県等が主催するイベントへの参加も取得単位として認定したらどうか。</p> <p>(2) P16⑥消費生活サポーターの活用について、P29 地域・職場における人材育成【3-2-3】</p> <p>①この事業に賛同する。次期5年間は予算措置に配慮願う。</p> <p>②担当者が異動しても「消費生活サポーター」事業が継続できるよう、人的なバックアップ体制に配慮願う。</p>	<p>(1)</p> <p>①修了者には受講終了証を交付し、消費生活サポーターについては名簿を整備する予定です。</p> <p>②当該事業は「1 消費者教育・啓発の推進」「2 消費者教育・啓発に係る体制・人材育成」両方に関わる事業であり、【3-2-4】の施策の項目名に消費者大学事業の名称を加えます。</p> <p>③セミナー等と消費者大学の開催時期等について調整が必要となりますので、今後検討いたします。</p> <p>(2)</p> <p>①事業実施に必要な予算確保に努めます。</p> <p>②事業が確実に継続できるよう必要な人員確保・ノウハウの引継ぎに努めます。</p>
5	<p>(1) P4 特殊詐欺被害認知件数について 被害額の推移、被害阻止件数など記載されて、とても分かりやすくなり、被害額の減少や阻止件数の増加は大変評価できます。</p> <p>(2) P15 エシカル消費の啓発について 「エシカル」との言葉の表現が分かりやすくなりました。しかし、エシカル消費は、企業の消費者志向経営と重なり、企業の姿勢を変えていく力を生み出す消費者の意思表示でもあります。また、消費行動に対して消費者が責任を持つことの大切さもあります。啓発にあたってはその点も併せて進めてください。</p>	<p>(1) 引き続き特殊詐欺被害防止に関する施策に取り組んでまいります。</p> <p>(2) ご指摘のとおり、エシカル消費の推進に当たっては、事業者に対する協力依頼をするとともに、県民に対し、消費行動を通じて社会に参画し、社会をより良いものに変えてゆくという積極的な社会づくりの観点や、消費者の基本的な権利に加えて責任についても、併せて啓発に取り組めます。</p>

	お寄せいただいたご意見等の概要	県の考え方(対応等)
5	<p>(3) P15 高齢者の見守りネットワークについて</p> <p>高齢者の消費者被害防止の見守りネットワークは「これから」の課題と認識しています。問題意識は高まっていますが、実効性のあるネットワークづくりが広がらない原因(課題)を県として把握し、市町村への支援が必要だと考えます。その為には先進事例の共有など市町村の担当者がイメージできる支援も不可欠だと考えます。引き続き大切なテーマですので重視していただきたいと思えます。また、福祉行政との連携を具体的に考える必要があると考えます。</p> <p>(4) P16 若年者への消費者教育・啓発の推進について</p> <p>学校教育との連携の強化、この問題の重要性が以前より叫ばれていたにも関わらず進まなかったのは教育委員会との連携がうまく組み立てられなかったからと思えます。特に学校現場(小・中・高)の教師と教員養成の大学・学部、教育委員会で継続的に消費者教育の進め方の実践研究を行う研究組織の立ち上げなど、サポートも併せて提案していかないと疲弊した教育現場に受け入れてもらうのは難しいとも考えます。この点では行政以外のNPOなどの協力、連携を進めていく必要があると考えます。</p> <p>(5) P16 消費生活サポーターの活用について</p> <p>消費生活サポーター326名の養成は高く評価できますが、この制度の課題もあります。より多くのサポーターが生き生きと地域で活躍するには市町村行政と連携が鍵になります。その点をどう広げていくのか?現状の課題認識と今後の対策・市町村への支援が欠けていると考えます。その点を解決し、更に200万県民に見合う市町村行政を応援できるサポーター養成を期待しています。</p>	<p>(3) 市町村の支援にあたっては、課題を把握し、先進事例の紹介等に取り組むほか、福祉行政との連携について検討してまいります。</p> <p>(4) 学校における消費者教育・啓発について、教育委員会と連携して推進するとともに、県の実施する出前講座の活用や、消費者教育推進講師派遣事業の実施、地域で活動する消費者団体、消費生活サポーター等の人材を活用してまいります。</p> <p>(5) ご意見のとおり、消費生活サポーターの活用には市町村との連携が重要です。消費生活サポーターの意見を聞きながら、市町村とともに、消費生活サポーターの育成・活用を検討してまいります。</p>

	お寄せいただいたご意見等の概要	県の考え方(対応等)
5	<p>(6) P16 外国人・障害者への啓発について 大切な視点だと思いますが消費者団体としてはどのように関わった ら良いかあまりイメージがありません。より具体化されることを望みます。</p> <p>(7) P16 適格消費者団体設立について 適格消費者団体は消費者被害の未然防止、公共的な市場監視の目として大いに期待できる組織です。計画の中で位置づけると共に、委託事業などの連携をすすめてください。</p> <p>(8) P17 消費生活センターについて 19市5町6村で消費生活センターが設置され、人口カバー率も84.4% になったことは高く評価できます。今後は木曾郡、南佐久北信濃の3地区での対応が重要になってきます。市町村センターでのカバー率100%の目標を堅持し、重点的な取り組みを望みます。また広域連携での課題も分析し、対応を進めてください。</p> <p>(9) P27 その他 消費者大学の実施にあたっては、市町村行政にも理解・協力を求め、消費者大学の卒業生が地域でしっかりと活動ができる環境整備や市町村行政への認知を広げてください。</p> <p>(10) P28 その他 地域・職域等における消費者教育の推進の中に、地域の公民館活動での消費者教育を位置付けてください。長野県での公民館活動や高齢者向け講座を行っている団体など県内の様々な啓発組織と消費者教育をテーマに結びつく事が可能だと考えます。</p>	<p>(6) 当事者・関係者や関係部局を交えてどのような啓発を推進するか検討してまいります。</p> <p>(7) 適格消費者団体の設立を支援するとともに、どのような連携が可能か、団体と協議しながら施策を推進します。</p> <p>(8) 今後も市町村消費生活センターの人口カバー率100%を目指してまいります。また、広域連携により設置された既設センターの課題等を分析し、情報提供等により設置を支援してまいります。</p> <p>(9) 消費者大学の実施にあたっては、修了者が消費生活サポーターとして登録し、地域・職域で積極的に活動できるよう、市町村や消費者団体と連絡調整を図ります。</p> <p>(10) ご意見の趣旨を踏まえ、P28 具体的な施策【3-1-15】に次のとおり加筆します。 (具体的な施策) 「地域における消費者教育推進のため、公民館活動等とも連携しながら、出前講座等を積極的に開催します。…」</p>

	お寄せいただいたご意見等の概要	県の考え方(対応等)
5	<p>(11)民間団体やNPO組織が行う消費者教育の活動への支援や振興も視野に入れ、行政がすすめる消費者教育と合わせて、県全体での学習活動を前に進める視点も大切にしてください。</p> <p>市町村の消費者自主組織（消費者の会など）は地域の消費者教育や様々な活動を推進する上で大きな役割を担っています。この自主組織の継続発展を図る視点も検討いただきたいと思います。</p>	<p>(11)引き続き地域で活動する消費者団体等が開催する消費生活に関する講座や啓発活動を支援します。</p> <p>また、消費者問題に関する講座において、消費行動を通じて社会に参画し、社会をより良いものに変えてゆくという積極的な社会づくりの観点にも触れてまいります。</p>
6	<p>(1)～(10)まで「5」の意見と同趣旨</p> <p>(11)市町村の消費者自主組織（消費者の会など）は地域の消費者教育や様々な活動を推進する上で大きな役割を担ってきました。しかし社会情勢の変化や会員の高齢化、会員減少など自主組織が抱える困難の中で、今日的な役割の検討が必要だと考えます。地域の消費者自主組織の重要性や期待は大きなものがありますから、情報提供や支援のあり方について検討いただくようお願いします。</p>	<p>(11)引き続き地域で活動する消費者団体等が開催する消費生活に関する講座や啓発活動を支援します。</p> <p>また、消費者問題に関する講座において、消費行動を通じて社会に参画し、社会をより良いものに変えてゆくという積極的な社会づくりの観点にも触れてまいります。</p>

	お寄せいただいたご意見等の概要	県の考え方(対応等)
7	<p>(1) 全体</p> <p>長野県総合5か年計画（しあわせ信州創造プラン2.0）や今回の計画において、SDGsやエシカル消費を取り上げられていることを評価します。SDGsは、新しく特別な事に取り組むだけでなく、これまですすめてきたことをSDGsにあてはめて考え、持続可能な社会を実現するためのアクションにつなげる、というものです。</p> <p>しかしながら、本計画がこのSDGsを関連付けた記載となっておりません。この計画はほぼすべての目標に関連していますが、中でも「目標3.すべての人に健康と福祉を」「目標4.質の高い教育をみんなに」「目標7.エネルギーをみんなにそしてクリーンに」「目標11.住み続けられるまちづくりを」「目標12.つくる責任つかう責任」は大きく関わるのではないのでしょうか。ぜひ、計画の施策体系の表や具体的な施策一覧を中心にSDGsの目標マークを記載する等、他の県政課題や、県内企業・団体との連携も考慮し、SDGsをおさえた記述を希望します。</p> <p>(2) 第3章</p> <p>消費者教育推進法でも定義されている「消費者市民社会」は、持続可能な社会の形成のための重要なワードになります。基本理念として「消費者市民社会」を加筆されることを希望します。</p> <p>(3) P22 長野県立大学、事業者団体・生協等との連携【1-3-1】</p> <p>「長野県版エシカル消費」について、より身近なこととして捉えられるよう「人・健康・地域・社会・環境に配慮した思いやりのある消費」と、長野県らしさを加えられたこと、さらに、重点目標数値において長野県版エシカル消費認知度を100%と積極的な姿勢で臨まれることを評価します。</p>	<p>(1) ご指摘のとおり本計画はSDGsの各目標に関連があり、特に目標12に深く関わっていますが、その他の目標は関係部局の施策に対応するものですので、表記については全体としての関わりを示すにとどめ、その他の目標については「しあわせ信州創造プラン2.0」を参照いただきたいと思います。</p> <p>(2) ご指摘のとおり「消費者市民社会」は重要な言葉ではありますが、本計画策定において、特に、持続可能な社会の実現のため「SDGs」や「エシカル消費」という単語を使用してきた経緯があります。施策の実施に当たっては、「消費者市民社会」についても啓発してまいります。</p> <p>(3) 「長野県版エシカル消費」については、消費者大学や出前講座、事業者マップの作成等により啓発を進めます。また、食品ロスの削減やマイバッグ持参運動の啓発、健康づくりの推進等、消費スタイルに関する啓発にも取り組みます。</p>

	お寄せいただいたご意見等の概要	県の考え方(対応等)
7	<p>私達も微力ながら、共に普及に努めてまいります。この「エシカル消費」については、ぜひ、商品に限った意味合いではなく、消費者の消費スタイル自体を見つめなおせる機会となるよう、具体的に計画を遂行されることを期待します。</p> <p>(4) <b>P27 消費者大学事業の実施【3-1-8】</b></p> <p>これまでの消費生活基本計画では、最重点目標「特殊詐欺被害認知件数の半減」を掲げ、認定300人を超える消費生活サポーターが重要な役割を担ってきました。従って消費生活サポーターは「特殊詐欺被害」の撲滅に特化しているように見受けられます。ぜひ、消費者大学では「特殊詐欺被害」や「長野県版エシカル消費」等、重点としたものに特化することなく、多岐に渡る消費者問題に目を向けられるような啓発につながることを希望します。</p> <p>(5) <b>P28 消費者団体等の活動支援【3-1-18】</b></p> <p>地域では様々な活動に取り組んでいる消費者団体があります。支援だけでなく、連携をすることで更なる取り組みの広がりも期待できます。ぜひ「連携」を加筆してください。</p> <p>(6) <b>P35 重点目標4</b></p> <p>高齢者見守りネットワークの構築は、喫緊の課題であると認識しています。市町村での問題意識は高いものと考えますが、実効性のあるネットワークづくりのための支援が重要です。消費生活相談や特殊詐欺被害に限らず、福祉行政との連携も見据えてのネットワークの構築を希望します。</p>	<p>(4) 消費者大学では、消費者を取り巻く環境や問題等に加え、ライフプランに関する講座など、特殊詐欺被害防止、長野県版エシカル消費以外の内容も取り扱う予定です。</p> <p>(5) ご指摘のとおり「連携」を加筆します。</p> <p>(6) 高齢者等見守りネットワークは、市町村福祉行政担当部局との連携が重要と考えますので、構築に当たっては連携を図るよう市町村に働きかけてまいります。</p>

	お寄せいただいたご意見等の概要	県の考え方(対応等)
7	<p>(7) P37 県民の皆様へ</p> <p>「消費者市民社会」は、まさに消費者自身が持続可能な社会の形成に積極的に参加することが求められており、そのために消費者教育をより実践的なものとして捉える必要があります。消費者被害に限らず、消費者自身が“選ぶ側の責任”を自覚できるような啓発活動を、消費者団体等とともに取組まれることを希望します。</p>	<p>(7) ご指摘のとおり、消費者には積極的に社会に参画することが求められており、また、商品等の選択に当たっては、少なからず責任を伴います。消費者団体等と協働して幅広い視野からの消費者教育・啓発を推進してまいります。</p>
8	<p>(1) 全体</p> <p>全体として新しい方向性が出されていて概ね賛同します。</p> <p>ただ「自治の力」については、審議会では議論の底に理念として流れていたと思いますが、この用語をつかった議論はなかったと思います。個人的にはこの用語を用いることは可ですが、本文にこれに関する記述がないことに違和感を強く感じます。どうぞ、本文との整合性をはかる文章の加筆を強く希望します</p> <p>(2) P3(1)②消費者事故情報等</p> <p>消費者事故という用語は目新しく感じます。消費者被害とは違う概念なんでしょうか。これまでは消費者被害であったと思います。</p> <p>(3) P(2)②◆家庭用品品質表示法等に基づく立入検査実施状況表中</p> <p>消費生活製品安全法立入実店舗数で正しいですか。</p> <p>上記には、立入店舗数となっています。違う法律なのでこれで正しいと思っはいますが、お確かめください。</p>	<p>(1) 「学び」「自治の力」という考え方については、新たな長野県総合5か年計画の策定の過程で位置づけられました。それに伴い、その個別計画である本計画にも、県の施策の展開における考え方として記載しました。第2章の「課題」以降に文章を加筆してまいります。</p> <p>(2) 消費者安全法の「消費者事故等」に係る制度の定義に従って「事故」の用語を使用しています。</p> <p>(3) 立入検査で立ち入った店舗で、消費生活用製品等を販売している場合に限り、検査店舗数に算入するため、「実店舗数」という用語を使用しています。</p>



	お寄せいただいたご意見等の概要	県の考え方(対応等)
8	<p>(4) P5(3)ア本文(表を除いて)上から 13 行目 「…取り組みましたが、」は、内容はわかりますが、それまでと文の書き方が違うので、「…取り組み、平成…」と淡々と書かれてはいかががでしょうか。</p> <p>(5) P7 2 本文 11 行目及び 13 行目 以下のように修正されてはいかががでしょうか。ご検討ください。 カバー率 100%※2 → カバー率 (※2) 100% 達成が難しい状況 → 現計画の最終年度内の達成は難しい…</p> <p>(6) P14 課題 1 行目 公布された「消費生活条例」は→「長野県消費生活条例」の方がいいと思います。</p> <p>(7) P16⑤本文 12 行目 「家庭においては」→「家庭に向けては」ではいかががでしょうか。 家庭において保護者への消費者啓発をするということは理解し難い文章と思います。</p> <p>(8) P16⑦以下及び⑧の個所 ここに「自治の力」について加筆できると思います。 この基本計画は、「エシカル消費」と「自治の力」を概要及びイメージで掲げています。ところが前者については、本文で3箇所記述されていますが、後者については、本文には皆無です。「自治の力」については、審議会でのこの用語を用いた審議はなかったように思います。これを加筆することには異論がありませんが、重要な内容という位置づけですので、およその概念規定、およびそれをどこで受け持つて行くのか本文で明記する必要があります。それが全くないということは、この計画への信頼性をそこなうものになるように思います。</p>	<p>(4) ご指摘のとおり修正します。</p> <p>(5) ご指摘の趣旨にあわせ修正します。</p> <p>(6) P2 において「消費生活条例」と省略表記する旨記載しています。</p> <p>(7) ご指摘のとおり修正します。</p> <p>(8) P14「本県の消費者行政の課題」の項目中⑩(P17)として下記記載を追加します。 ⑩ 新たな長野県総合5か年計画との関連について 平成30年度から新たな長野県総合5か年計画に基づく施策が推進されますが、その「政策推進の基本方針」は6つにまとめられています。このうち、全ての県民が主体的に学び、個々の持つ能力を社会の中で発揮している「学びの県づくり」と、多様な主体が協働しながら地域の課題解決に自ら取り組み、県全体の魅力を高めている「自治の力みなぎる県づくり」は、全体をけん引するものとされています。 この5か年計画の個別計画に当たる第2次計画においても、「学び」</p>

	お寄せいただいたご意見等の概要	県の考え方(対応等)
8	<p>(9) P16 最終行 により… → により、<u>適格消費者団体の設立の実現につなげ</u>、消費者問題への… と下線を加筆してはいかがでしょうか。</p> <p>(10) P20 施策体系 ここにも「自治の力」に関する内容を加筆できるのではないのでしょうか。</p> <p>(11) P29 2 消費者教育・啓発に係る体制、人材育成 審議会では、消費者サポーターが学習したことを活動まで高めることが課題であることは複数回で話されてきました。しかし、ここでは、消費生活サポーターは、本文にはありますが、具体的な施策の表には事業内容の中で書かれています。是非、施策の項目に書いていただきたいと思えます。</p> <p>(12) P34 重点目標 1 2万人を目指して何をするのか書いて欲しいです。以下の重点項目は主旨と目標がわかるようになっています。ここにも、「自治の力」を記述できるのではないのでしょうか。</p> <p>(13) P36 参加と協働 ここにも、「自治の力」の内容を含めて加筆する可能性はあります。</p>	<p>を促進し「自治の力」を支援することにより、県民の消費生活の安定と向上を目指す必要があります。</p> <p>(9) ご指摘のとおり修正します。</p> <p>(10) 「自治の力」は P19 の「施策推進の基本方針イメージ図」に記載しており、P14「本県の消費者行政の課題」の項目中 P17 及び P36「参加と協働について」の項目中 P36 において加筆します。</p> <p>(11) 【3-2-3】項目には、消費生活サポーターだけでなく、広く県民を対象に地域等における消費者教育を担う中核的人材を育成する旨の施策を記載していましたが、【3-2-3】「消費生活サポーターの育成及び活用」と【3-2-4】「消費者大学事業による人材育成」に分けて記載します。</p> <p>(12) 重点目標 1 の項目を、「自治の力」を高めるため、消費者大学や出前講座等の「学び」の場を提供し、年間受講者 2 万人を目指します。に修正します。</p> <p>(13) 「参加と協働」の項目に、下線の記載を追加します。 ○ 県民の皆様の参加と行政との協働 …県民の皆様一人ひとりが、消費社会の一員であるとの認識のもとに、<u>自主的に「学び」、「自治の力」を發揮して積極的に行動を起こし、様々な活動の場に参加・協働することが重要です。</u></p>